

第41回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日 時：令和4年11月17日（木） 9時30分から10時30分まで</p> <p>場 所：大垣市役所 4階 情報会議室</p> <p>議 題：大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について 景観重要建造物の指定について</p> <p>出席委員（敬称略） 溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）、鈴木 隆雄、谷口 隆康</p> <p style="text-align: right;">【計4名】</p> <p>市及び事務局</p> <p>真鍋 和生（都市計画部長）</p> <p>渡部 晃司（都市計画課技術対策官）</p> <p>不破 雅裕（都市計画課景観整備グループ主幹）</p> <p>服部 仁貴（都市計画課景観整備グループ主任）</p> <p>篠田 尚志（都市計画課景観整備グループ主任）</p> <p>日比野 智文（文化振興課郷土歴史・文化財活用グループ主任）</p> <p style="text-align: right;">【計6名】</p>	
<p>事務局 <small>（都市計画課技術対策官）</small></p> <p>事務局 <small>（都市計画部長）</small></p> <p>事務局 <small>（都市計画課技術対策官）</small></p> <p>会 長</p> <p>事務局 <small>（都市計画課担当）</small></p> <p>会 長</p>	<p style="text-align: center;">（開始時刻 9：30）</p> <p>※開会にあたり、委員の過半数出席による会議の成立を報告。</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）</p> <p>※ここからの議事については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が審議会を総理することを報告。</p> <p>※本日の審議会は、景観遺産・景観自慢の指定候補物件の選考ということで、資料には個人に関する情報なども含まれており、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、本審議及び今後の審議についても同様に非公開とすることを報告。</p> <p>※議事に移行。議事録署名者として谷口委員を指名。</p> <p>※「大垣市景観遺産の指定について」、「景観重要建造物の指定について」を議題とすることを報告。事務局に対し、「同意取得の状況」について、説明を要請。</p> <p>※同意取得の状況を報告。</p> <p>・ありがとうございました。事務局より、同意取得等についてご説明いただきました。何かご質問がある方はいらっしゃいますか。 の方は、左の建物を取り壊す予定だということですね。</p>

<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そうです。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で見せていただいたのですが、建築は今回指定する部分が後に建てられていましたかね。とにかく、ぴったりとくっついていたので、本来は一連で残していただけるとありがたいのですが、所有者の状況等もあるでしょうから、やむを得ないと。隣との界壁の仕舞いはしっかりとしてほしいと思います。その後の利用は決まっているのですか。
<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・はっきりとは決まっていらないようですが、駐車場としても利用できるというような事は仰っていました。何かを建てるという事は仰っていませんでした。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地になるような感じですか。建て詰まっていた所で隣が空き地になると、側面に雨がかりがするということと、足元に雨がかって地盤が緩み、隣に建物が倒れこんでしまうという事がままあるので、なるべく注意をお願いします。ケアをよろしくをお願いしますということを所有者にお伝えください。 <p>それでは、続きまして、景観遺産及び景観自慢の指定候補物件の講評内容につきまして、事務局側からの講評案に基づきながら、1件ずつ審議を進めたいと思います。</p> <p>まず、「 」の講評案について、説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<p>【審議1— 】の講評案について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講評内の「 」という表現は、所有者が希望したことを補足。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ という表記が、景観遺産パンフレットの中の中山道赤坂宿脇本陣跡（榎屋）の宝暦年間の表記と異なるので、統一するのが良いと思います。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改元したところまで入れるのが一般的なので、 で統一ですね。あとは表記の仕方ですが、パンフレットに入れるとなると、前部分の年の文字は抜いてもわかるでしょうから、赤坂宿の表記に統一しましょうか。 ・「 」と次の「 」は、 の同じ通りですので、機械的ではありますが、「この通りは の歴史的な界隈の構成要素として重要で」の部分こそそろえた方が良く、皆さんが反対でなければ、「かつて多くの人で賑わった街道に面した」の部分も消してよいのではと思いますが、どうでしょうか。特徴は、「 」の部分と「 」の部分メインかだと思いますので。
<p>全委員会 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。 ・では、また事務局に、今言った部分を修正していただくことにしたいと思います。 はこれでよろしいでしょうか。 ・それでは次に「 」について、講評案の説明を事務局より願

<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<p>いします。</p> <p>【審議 2- [REDACTED]】の講評案について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣化に伴い、南側の建物を取り壊すことを補足。 ・北側の建物は、壁を修繕して保全することを補足。
<p>委員 事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の建物の建築年代は分かっていますか。 ・所有者に書類を探していただいたのですが、詳細は不明でした。
<p>委員 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この文章の表現だと、文久3年の建物だという気がしてしまうのですが。 ・そうですね。「文久3年に創業した [REDACTED] の店舗です」と区切った方が良いでしょう。年代は [REDACTED] か何かで調べることはできますかね。確認はしていませんか。
<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認はできていません。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二階部分は軒高が高くて、近代の町家の特徴を示しているのので、「袖壁が設けられた2階軒高の高い構成に近代の町家の特徴を示しています」という表現にさせていただくと、良いと思いますかどうでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そうですね。近代の特徴が分かりやすいと思います。 ・もう一つ、「この通り」という表現ですが、文中の通り土間の「通り」と誤解する人は少ないと思いますが、「この」がどこを指すか分かりにくいのではないかなと思います。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住所には [REDACTED] が入っているので、先程の「 [REDACTED] 」と併せて、「この通りは」という部分が無くても分かりますかね。「界限」は通り沿いの用語になってますので。両方とも「この通りは」を消してしまっても大丈夫かと思いますが、いかがでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いいと思います。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それと、「間口から続く」を「入口から続く」に変えた方が伝わりやすいですかね。あと、「名残をとどめている」だと、終わりかけのイメージになってしまうので、「商家の店の雰囲気をよく残しています」という表現にした方が良いでしょう。他はいかがでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっと教えていただきたいのですが、見た感じは、袖壁というのはうだつの簡略版のように見えるのですが、機能としては、同じものなのですかね。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こういうものを袖うだつと呼んでいるところもあるようですね。うだつは本来屋根面を突き抜けて作られているものがほとんどです。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「槌谷本店」が突き抜けているうだつで、「上田家住宅」が二階だけのうだつですね。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一階と二階の軒上まで突き出しているようなものがよく見るうだつですね。今回は「袖壁」という表現で大丈夫だと思います。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他はいいでしょうか。

<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、続きまして第2号議案「景観重要建造物の指定について」、説明を事務局よりお願いします。 <p>【第2号議案—景観重要建造物の指定について】説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武徳殿は取り壊し予定であることを補足。 ・指定に伴い、景観遺産から除外されることを補足。 ・答申書に、改築等を想定した内容を追記したことを報告。
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、何かご意見はございますでしょうか。文化振興課さんのご担当でしょうか。丑寅櫓は古写真かなにかに基づいた形の復元なのでしょうか。
<p>文化振興課 (担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丑寅櫓は、写真等に基づく復元です。もう一つの戌亥櫓につきましては、当時、外観を復元しようとしたようですが、実際には石垣の部分を改造するなどした記録が残っておりますので、復元ではないという認識です。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物としては、建造物の範囲として門塀なども入っていましたか。
<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物は、天守、櫓、門、塀を範囲として指定しております。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丑寅櫓は外観復元で、戌亥櫓は復元ではないということですね。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そうですね。 <p>これについては、図面も写真も残ってなくて、設計者が各地のお城の櫓を見て回ってこのようなイメージだったのだろうと昭和41年に建て替えたという事です。天守と丑寅櫓については、旧国宝に指定された部分なので、写真や図面が残っていて復元することができました。</p>
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丑寅櫓と天守は旧国宝に指定されていたから復元できた。では、講評案には、「城内には天守のほか、丑寅櫓が復元され、」とありましたが、門塀も入れるとするならば、「天守のほか、櫓や門塀が復元・整備され」とかが良いですか。門や塀は整備ですよ。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復元ではないので、整備ですよ。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上は、外観を整えてお城としての雰囲気を出しているのですから、景観上の構成要素としては十分に評価できるけれど、史跡の構成要素としては少し違うということだと思いますね。 <p>そうすると、戌亥櫓も景観重要建造物の構成要素に入れるわけですから、ことさら丑寅を入れるのではなく、「櫓や門塀が、復元・整備され」というふうに景観重要建造物の講評としたらどうでしょうか。</p> <p>景観上整備するというので、そういうところも評価していきましょう。そして、冒頭で部長さんからご説明いただいたように、周囲を公園としても整備していき、お城は視覚として入ってくる、景観上の核となる部分なので、そこを疎かにはしませんよということ、大垣市の都市計画行政として宣言していくことだと思っております。今後、史跡の古写真のような資料が出てきて、史跡としての復元にベクトルが向いたとしても、全体で景観として重要な建造物ですよというのが今回の指定だと</p>

	<p>思っております。なので、「櫓や門扉が、復元・整備され」というように並列していただくと、景観重要建造物と、史跡とは線引きをしていますよということになるのではないのでしょうか。</p> <p>ほかに何かご意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> この扱いは、パンフレットには最初に掲載されるものですかね。レイアウトとして、現在の大垣城の位置に景観重要建造物として掲載される形ですか。
<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットのレイアウトはまだ固めてはおりませんが、番号としては欠番扱いになりますので、ほかの番号を振りなおすということはしておりません。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回のように、大垣市景観遺産として指定されたものの中から、広く景観や景色を評価して、特筆すべきものについて、行政が景観重要建造物としてピックアップするなどしていただく。景観重要建造物は指定文化財のような扱いとなりますので、景観行政としてこういったことを今後進めていくという意味で、パンフレットの終わりにでも入れて、全体として景観にコミットしていきますという構図にすると良いですね。 他はどうでしょうか。■■■■先生は全体としていかがでしょうか。
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> はい。特に異論はございません。 それでは、景観重要建造物に関しては、以上とさせていただきます。本日の議事はこれで終了いたします。進行を事務局へお返しします。
<p>事務局 (都市計画課技術対策官)</p>	<p>※「その他」に移行。ここからの進行は事務局で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> それでは、続いて、「今後のスケジュールについて」及び「今後の景観遺産の取り組みについて」を説明させていただきます。
<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<p>※「その他」今後のスケジュールについて説明</p>
<p>事務局 (都市計画課技術対策官)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 只今、報告させていただきました内容につきまして、ご質問はございませんでしょうか。
<p>委員 事務局 (都市計画課主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> トリックアート事業というのは、ウォークアブル化事業の一環でしたか。 その通りです。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> あと、来年の物件の募集についてですが、前回の審議会でも話しましたが、PRの仕方を一工夫頂けるとありがたいです。
<p>事務局 (都市計画課技術対策官)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 承知いたしました。貴重なご意見ありがとうございます。本来であれば、皆様お一人ずつ、ご意見を頂戴したいところではありますが、予定の時刻が参っております。長時間の審議ありがとうございます。これにて、審議会を終了いたします。 <p>※閉会</p> <p style="text-align: right;">(終了時刻 10:30)</p>